

**(3) 実質公債費比率****12.2%**

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、県債の発行に際して総務大臣の許可が必要となり、25%を超えると一部の県債の発行が制限されますが、本県の比率は、これを大きく下回っています。

さらに、指標が16%未満の団体は、県債の発行に際して総務大臣との協議が不要となる届出団体となりますが、本県はその要件を満たしています。

(算式)

$$\frac{\text{県債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

## ①単年度比率の比較 (H25・H26)

臨時財政対策債に係る元利償還金の増加により、元利償還金等は増加しましたが、交付税に算入された元利償還金も増加したため、前年度に比べて0.27ポイント減少(改善)しました。

## ②実質公債費比率(3か年平均)の比較 (H23~25・H24~26)

平成23年度と平成26年度の比較で0.41ポイント増加(悪化)しているため、前年度に比べて0.2ポイント増加(悪化)しました。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①県債の元利償還金	854	866	899	912
臨時財政対策債	113	124	151	175
その他	741	741	747	736
②準元利償還金	106	111	125	138
うち減債基金積立 (満期一括償還の県債の償還準備部分)	53	67	81	94
③交付税に算入された元利償還金等	510	525	552	586
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	17	17	17	17
<b>分子⑤ = (① + ②) - (③ + ④)</b>	<b>433億円</b>	<b>435億円</b>	<b>455億円</b>	<b>447億円</b>

⑥標準財政規模	4,166	4,202	4,188	4,233
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	510	525	552	586
<b>分母⑧ = ⑥ - ⑦</b>	<b>3,656億円</b>	<b>3,677億円</b>	<b>3,636億円</b>	<b>3,647億円</b>

<b>単年度比率 ⑤ / ⑧</b>	<b>11.83991</b>	<b>11.83327</b>	<b>12.52434</b>	<b>12.25161</b>
--------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

<b>平成26年度決算の比率 (平成24~26年度の平均)</b>	<b>12.2</b>
平成25年度決算の比率 (平成23~25年度の平均)	12.0

○平成26年度決算に基づく実質公債費比率  
12.2%

< 早期健全化基準  
25.0%